# 第四次柏崎市地域福祉計画
# 柏崎市地域福祉活動計画
## （柏崎市成年後見制度利用促進基本計画）

令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

令和4（2022）年3月

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。
専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

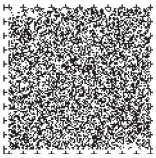

# はじめに

～思いやりと支え合いのまち　みんなでつくろう柏崎～

イラスト制作：
ひきこもり支援センター（アマ・テラス）
利用者の作品です。

令和２（2020）年１月に、国内で新型コロナウイルスが確認されてから２年が経過しました。未知のウイルスへの不安や、我慢を強いられることへのストレスは、私たちの暮らしに大きな影を落としています。

このような時代だからこそ、私たちは、周囲の人に目を向け、「思いやり・つながり・支え合う」ことを大切にしなければなりません。近所の方とあいさつを交わし「お変わりありませんか」と声を掛ける。困ったときは助けを求め、困っている人がいれば手を差し伸べる。一人一人が、周囲のためにできることを考え、行動することが求められています。

この度策定いたしました「第四次柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画」では、「思いやりと支え合いのまちみんなでつくろう柏崎」を基本理念に掲げました。一人一人の思いやりの心と支え合いの力が、私たちの暮らしを豊かで楽しいものにするという思いを込めています。このまちには、先人が築き、守り、受け継いできた「絆」があります。地域の中で育まれた他者を思いやる「心」があります。私たちは、この地域の絆と思いやりの心を大切にしなければなりません。

本計画は、子ども、高齢者、障がい者などの保健・福祉分野をはじめ、地域防災や男女共同参画、生涯学習なども含めた各分野別計画を横断的につなぐ、保健・福祉の総合的な計画として策定しました。この計画を通じて、誰しも、住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることができ、身近な人の笑顔に囲まれ、幸せに暮らし続けられるまちの実現を目指します。

そのためには、分野や組織を超えて、連携を図りながら取り組むことが重要です。市民の皆様をはじめ、地域コミュニティ、ボランティア、企業、福祉事業所などが主体的に参加し、協働できる体制づくりに取り組んでまいります。市民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、長期にわたり多大な御尽力をいただきました柏崎市地域福祉計画推進会議の委員各位をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査などで貴重な御意見や御提案をいただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

今後とも、地域福祉の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和４（2022）年３月

柏崎市長　　櫻井　雅浩

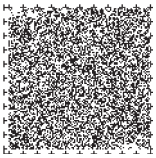

# はじめに

～ともに支え、ともに生きる福祉のまちづくりの推進～

柏崎市と社会福祉協議会が一体となって策定した第三次の「地域福祉計画・地域福祉活動計画」が実施に移され早５年が経過いたしました。

この間に発生した、新型コロナウイルス感染症は、感染の拡大を防止するため、人と人とが距離を置かなければならなくなりました。

そして、産業の発展、テクノロジーの進歩は、私たちの生活を、より便利に、より快適にし、一人でいても生活が成り立つ現代では、日々生じる摩擦や軋轢（あつれき）を避けるため、あるいは、個人の嗜（し）好や生活を優先するために「人と人との関係性」を回避する傾向が顕著となっていたように感じます。

外出や人との交わりが制限され、テレワークや在宅勤務、分散勤務を余儀なくされた途端、孤独感や漠然とした不安などメンタルヘルス不調を訴える人が少なくなかったという事実は、私たちがコロナ禍から学ぶべきものを示唆しています。

コロナ前、私たちは、人に依存したり、頼ることなく生活することが自立だと考えてきたように思います。ところが、コロナ禍の生活を通じて、実は他者に依存したり、頼ったりしながら生活していたこと、依存できたり、頼ったりできる状態の上に「自立」が成り立っていることに気付かされた思いがします。これは、中越沖地震を経験する中で、地域住民同士の絆を再認識したときの感慨に通じるものがあります。

振り返ってみますと、柏崎市の地域福祉計画・地域福祉活動計画は、これまでも一貫して、誰もが支えたり、支えられたりしながら相互依存できる「地域づくり」を志向してきており、この精神は、第四次の計画に位置づけられた各種の取組にも通底しているところであります。

さらに、第四次の計画では、判断能力が不十分な人たちの権利擁護支援の充実を図り、新たに柏崎市成年後見制度利用促進基本計画を組み込むとともに、地域共生社会の実現を目指します。

この計画の基本理念である「思いやりと支え合いのまち　みんなでつくろう柏崎」の実現に向け、柏崎市社会福祉協議会の活動に、皆様方からこれまで以上の温かい御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和４（2022）年３月

社会福祉法人　柏崎市社会福祉協議会会長　　本間　厚幸

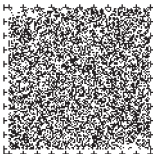

# 目　　次


**第１章　計画策定に当たって ..... 1**

１　計画策定の趣旨と背景 ..... 1
２　各計画の位置づけ ..... 4
３　計画期間 ..... 9
４　計画の策定体制 ..... 10

**第２章　柏崎市の地域福祉を取り巻く状況 ..... 11**

１　統計データからみる柏崎市の状況 ..... 11
２　アンケート調査結果の概要 ..... 21
３　ヒアリング調査結果の概要 ..... 29
４　職員ワークショップ結果の概要 ..... 32
５　柏崎市の地域福祉を取り巻く課題 ..... 36

**第３章　計画の基本理念と基本目標 ..... 38**

１　基本理念 ..... 38
２　基本目標 ..... 40
３　計画の体系 ..... 42
４　重点施策 ..... 43
５　柏崎市の福祉を支える地域コミュニティ ..... 44

**第４章　計画の展開 ..... 45**

基本目標１　思いやる心を育むまちづくり ..... 45
基本目標２　地域で支え合えるまちづくり ..... 53
基本目標３　健康でいきいき暮らすまちづくり ..... 57
基本目標４　誰もが安心して暮らせるまちづくり ..... 64

**第５章　成年後見制度利用促進基本計画 ..... 74**

１　基本計画策定の趣旨 ..... 74
２　現状と課題 ..... 74
３　計画の目指す方向性 ..... 77
４　成年後見制度の利用の促進に向けた施策 ..... 78

**第６章　計画の推進に向けて ..... 81**
１　計画の周知・啓発 ..... 81
２　計画の推進体制 ..... 81
３　計画の進行管理・評価 ..... 82

## 資料編

１　新潟県柏崎市地域福祉計画推進会議設置条例 ..... 85
２　柏崎市地域福祉計画推進会議委員名簿 ..... 87
３　策定の経過 ..... 88
４　アンケート調査結果における自由意見（概要） ..... 90
５　用語解説 ..... 95

「＊」がついている用語については、資料編「５　用語解説」において用語の解説を掲載しています。

# 第１章　計画策定に当たって

## １　計画策定の趣旨と背景

### （１）地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心した生活が送れるように、地域における様々な生活課題の解決に向けて、地域住民が自ら気付き、考え、地域に関わるあらゆる主体が連携し、地域全体で支え合いながら、取り組んでいくことです。

「地域福祉」の推進に当たっては、住民自らの行動による「自助」、住民同士の自発的な助け合いによる「互助」、制度化された相互扶助による「共助」、行政などが取り組む「公助」、そして、住民と行政など地域に関わる主体がそれぞれの特長を生かしながら「協働*」することが重要となります。

また、社会福祉法においても、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。

（地域福祉の推進）
第四条　地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
２　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### （２）計画策定の社会的背景

我が国では人口減少社会となり、少子高齢化の進行とともに、ライフスタイル*や個人の価値観の多様化、家族形態の変化等が進んでいます。そうした中で、孤独死や虐待、ひきこもり、貧困問題などに加えて、いわゆる8050問題*やダブルケア*など、地域における生活課題はますます複雑化・多様化してきています。しかし、地域・家庭・職場などの生活の様々な場における、支え合いの基盤は弱まってきており、身近な生活課題を家族や近隣同士で解決することのできる関係性が薄れつつあります。一方、近年では、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、災害時の助け合いなどにより、地域コミュニティや地域のつながりの重要性が再認識されています。

このような社会的背景の中で、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、地域における生活課題や福祉ニーズ等を地域住民自らが早期に把握し、適切に対応できるようにしていくことが重要です。そのため、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備などを進めていくことが求められています。

## （３）地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のことです。

地域共生社会の実現に向けては、地域住民の暮らしに関わる個々の生活課題に対して、地域全体で支えていけるように、地域力を強化するとともに、複雑化・多様化する生活課題にも対応できるように、分野を問わず包括的に相談・支援が行える体制の構築が求められています。

この包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム*」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者だけでなく、障がいのある人、子ども・子育て家庭、生活困窮者など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制としていくことが必要です。

■「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

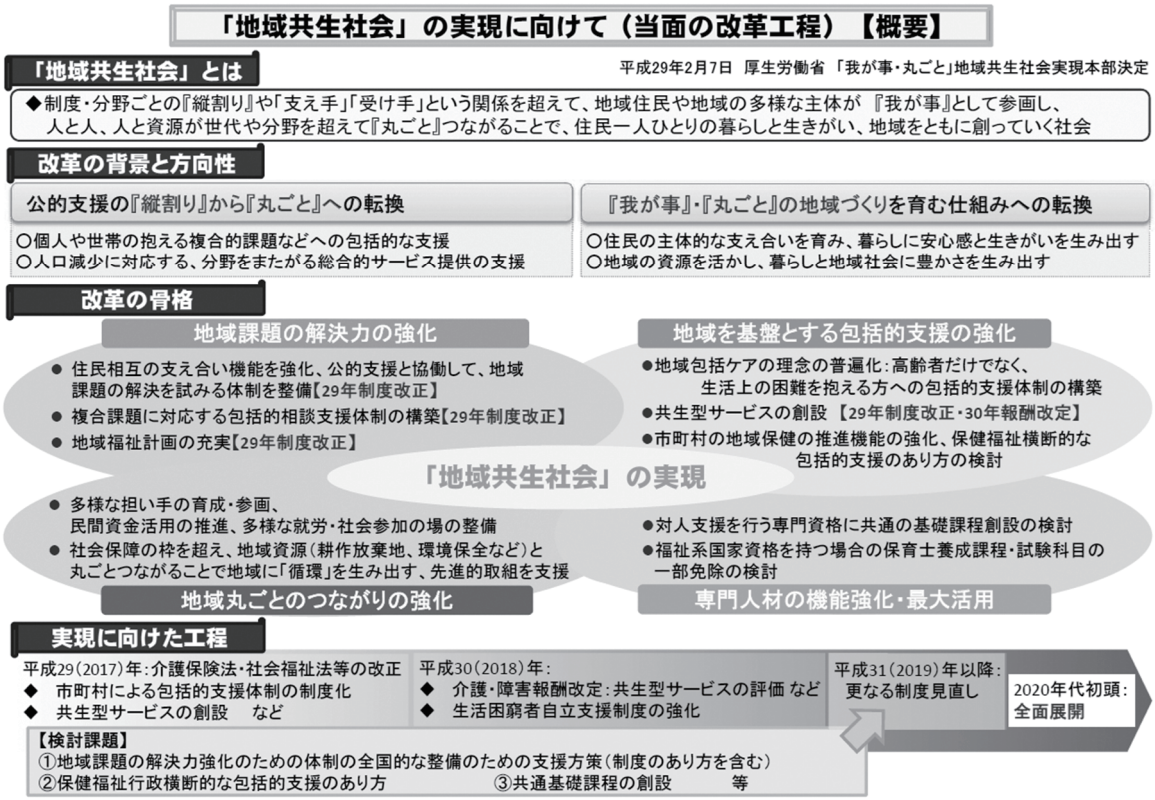


資料：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定（平成29（2017）年２月７日）

■地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のイメージ図

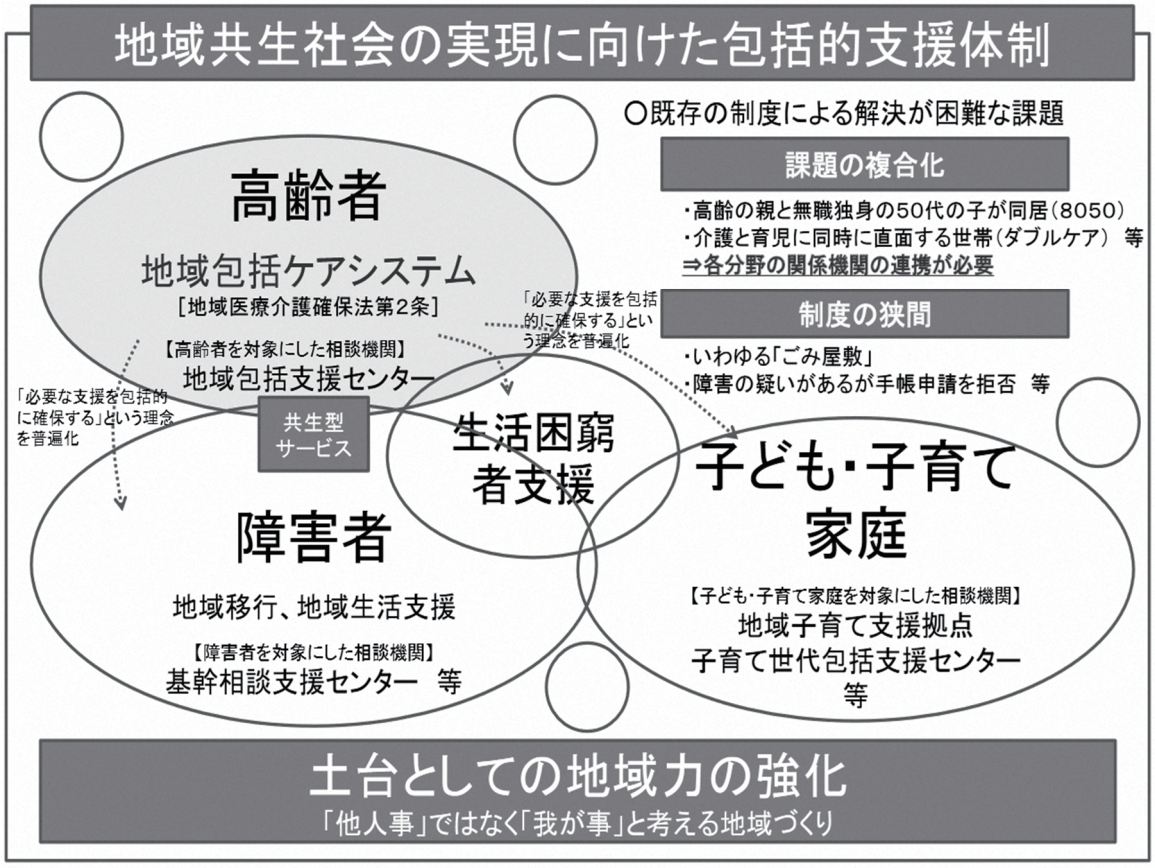


資料：厚生労働省作成資料

## （４）計画策定の趣旨

柏崎市（以下「本市」という。）及び柏崎市社会福祉協議会では、平成29（2017）年３月に「第三次柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画」を策定し、「あたたかい心で支え合い、誰もが豊かに輝けるまち」を基本理念として、各種施策・地域福祉活動を展開し、社会福祉の増進に努めてきました。「第三次柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画」が令和３（2021）年度で最終年度となることから、社会情勢の変化や本市の実情を踏まえながら、より地域住民のニーズに沿った内容で更なる地域福祉の推進を図るため、計画の見直しを行い、「第四次柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2　各計画の位置づけ

### （１）地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づいて市町村が策定する地域福祉の推進に関する計画であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加により、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

平成30（2018）年４月の社会福祉法の一部改正により、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決を目指すことが規定されています（社会福祉法第４条第３項）。

また、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制による、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定され、令和３（2021）年４月の一部改正では、包括的な支援や地域住民等による地域福祉の推進に向けた重層的支援体制整備事業が創設されています（社会福祉法第106条の３第１項）。

さらに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられるとともに、市町村による「地域福祉計画」の策定が努力義務化されました（社会福祉法第107条）。

（地域福祉の推進）
第四条
３　地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。
（包括的な支援体制の整備）
第百六条の三　市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
（市町村地域福祉計画）
第百七条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

【重層的支援体制整備事業とは】

従来の分野別の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村において「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に取り組み、包括的な支援体制の構築を図るものです。

■３つの支援の内容

| | |
|---|---|
| Ⅰ 相談支援 | ○介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施<br>○複合課題を抱える相談者の支援に係る関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施<br>○必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ*等を通じた継続的支援事業を実施 |
| II 参加支援事業 | ○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携を図って実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施 |
| III 地域づくり事業 | ○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施<br>○事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保<br>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所<br>②支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能 |

■「重層的支援体制整備事業」の全体像

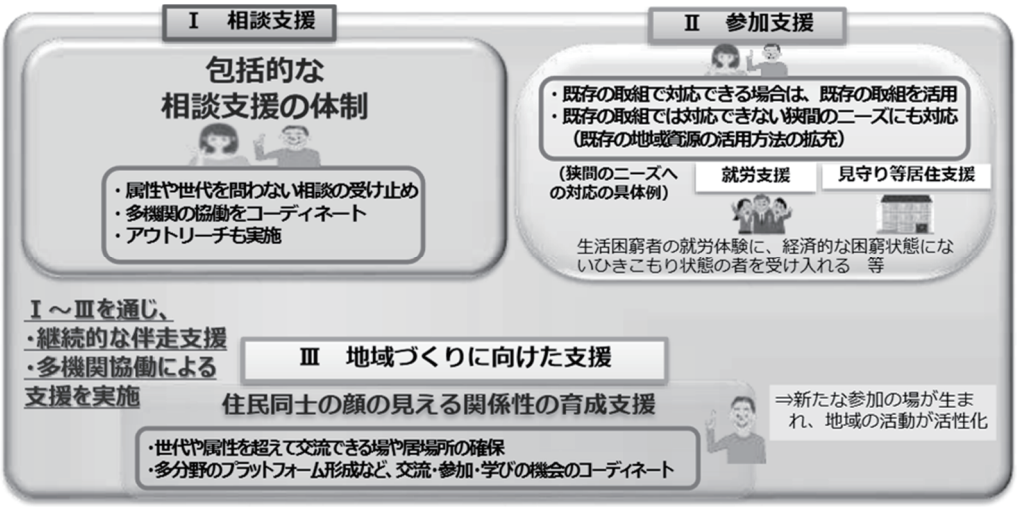


※I～IIIの３つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気付きが生まれ、相談支援へ早期につながる

（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

資料：厚生労働省作成資料

## （２）地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進団体」とされる社会福祉協議会が呼び掛けて、「地域住民」、「地域で社会福祉活動を行う者」、「社会福祉事業を経営する者」が主体的に参加して策定する、互いの協力により地域福祉を推進していくことを目的とした民間の活動計画です。実践的な活動計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたものです。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）
第百九条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

## （３）地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

市が策定する地域福祉計画と柏崎市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に策定することで、地域福祉に関わる市や社会福祉協議会、地域住民、団体等、それぞれの役割が明確になり、共通の理念や目標のもとで、より効率的、効果的な活動や事業の展開が可能となります。このため、本計画においても、第三次計画に引き続き、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することとします。

## （４）成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

本計画の「第５章　成年後見制度*利用促進基本計画」を成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）第14条第１項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけ、本計画に包含するものとします。

（市町村の講ずる措置）
第十四条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## （５）他の計画との関連

本計画は、本市の「柏崎市総合計画」を上位計画とし、保健・福祉の分野別計画が共通して取り組む事項等を一体的に定め、その他の関連計画とも整合や連携を図りながら、分野別計画を横断的につなげていく、保健・福祉に関する総合的な計画として地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。また、地域住民の主体的な参加と多様な主体との協働により、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域共生社会を実現するための、地域福祉推進の指針として位置づけます。

■柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画の位置づけ

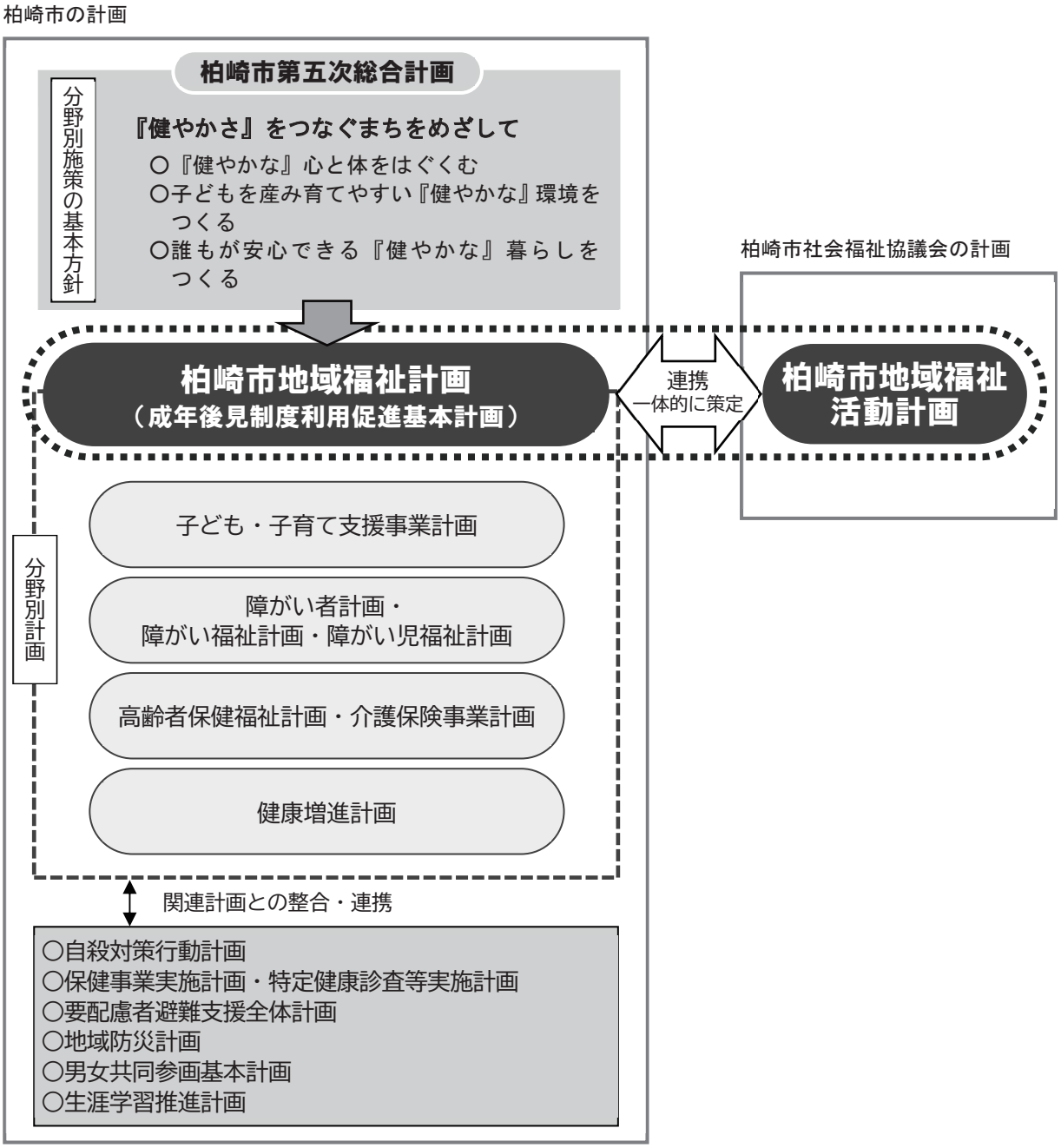


## （６）ＳＤＧｓを踏まえた計画の推進

ＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ）とは、平成27（2015）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals)」のことで、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、令和12（2030）年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成された国際社会共通の目標です。ＳＤＧｓは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりに向けた取組をＳＤＧｓの理念に沿って進めることが求められています。

■持続可能な世界を実現するための 17 の目標とその内容

資料：国際連合広報センター

本計画においても、「誰一人取り残さない」というＳＤＧｓの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むＳＤＧｓの目標は、以下のとおりです。

**貧困をなくそう**

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

**飢餓をゼロに**

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

**すべての人に健康と福祉を**

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

**質の高い教育をみんなに**

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

**ジェンダー*平等を実現しよう**

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント*を図る

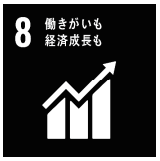


**働きがいも経済成長も**

すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク*を推進する

**人や国の不平等をなくそう**

国内および国家間の不平等を是正する

**住み続けられるまちづくりを**

都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエント*かつ持続可能にする

**平和と公正をすべての人に**

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

**パートナーシップで目標を達成しよう**

持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップ*を活性化する

## 3　計画期間

計画期間は、令和４（2022）年度から令和８（2026）年度までの５年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

■計画期間

| | | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 柏崎市総合計画 | 基本構想 | 第五次（平成 29 年度～令和７年度） | | | | | | |
| | 基本計画 | | 第五次後期（令和４年度～令和７年度） | | | | | |
| 柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画 | | | 第四次（令和４年度～令和８年度） | | | | | |
| 柏崎市子ども・子育て支援事業計画 | | 第二期（令和２年度～令和６年度） | | | | | | |
| 柏崎市障がい者計画 | | 第五次（令和３年度～令和８年度） | | | | | | |
| 柏崎市障がい福祉計画・柏崎市障がい児福祉計画 | | 第６期・第２期（令和3年度～令和5年度） | | | | | | |
| 柏崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 | | 第８期（令和3年度～令和5年度） | | | | | | |
| 柏崎市健康増進計画 | | 第二次（平成 28 年度～令和７年度） | | | | | | |
| 柏崎市自殺対策行動計画 | | 改訂版（平成 31 年度～令和７年度） | | | | | | |
| 柏崎市国民健康保険保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画 | | 第２期・第３期（平成30 年度～令和5年度） | | | | | | |
| 柏崎市要配慮者避難支援全体計画 | | | | | | | | |
| 柏崎市地域防災計画 | | | | | | | | |
| 柏崎市男女共同参画基本計画 | | （令和3年度～令和7年度） | | | | | | |
| 柏崎市生涯学習推進計画 | | | 第四次（令和４年度～令和７年度） | | | | | |

## ４　計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、市民等のニーズや課題を把握し、それらを計画に反映させていくため、アンケート調査やヒアリング調査等を実施するとともに、策定段階から関係者及び市民の意見聴取を行うため、推進会議での協議・検討を行いました。

**○アンケート調査の実施**

18歳以上の市民に対するアンケート調査を実施し、市民の地域福祉に関する意識や生活課題の把握を行いました。

**○ヒアリング調査の実施**

地域コミュニティの核ともなるコミュニティセンター及び地域において福祉活動に取り組んでいる団体に対し、ヒアリングシートによる調査を実施し、地域の福祉に関する課題や活動内容等の把握を行いました。また、関係団体に対し、面談によるヒアリング調査を実施し、活動状況や活動の活性化に向けたアイディアなどの把握を行いました。

**○職員ワークショップの実施**

市職員を対象としたワークショップ*を実施し、地域福祉計画を通じて本市の目指す姿のイメージや、それを具体化するためのアイディアなどの意見交換を行いました。

**○「柏崎市地域福祉計画推進会議」及び「柏崎市地域福祉活動計画推進会議」の開催**

本計画の策定に当たっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や公募による市民の代表により構成される推進会議を開催し、委員から本計画に係る御意見・御審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

**○パブリックコメントの実施**

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを令和３（2021）年12月から令和４（2022）年１月にかけて実施し、意見を募りました。